

シマネスク景観づくり推進大綱

(平成3年9月13日付け島根県報号外第69号公告)

島根らしい景観づくりを推進し、ゆとりと潤いのある快適な環境をつくるため、シマネスク景観づくり推進大綱を次のように定めたので公告する。

シマネスク景観づくり推進大綱

第1 景観づくりの基本的方向

1 自然と人々の営みが調和した景観づくり

雄大な海岸線や宍道湖・中海、斐伊川、江の川、隠岐諸島、三瓶山等を始めとする優れた自然と、人々の生活の営みとが調和した景観を保全し、創造する。

2 歴史と伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり

神話やたたら製鉄等各地域の歴史的題材や、石州瓦、築地松等の特徴的な素材や様式を生かし、歴史的雰囲気や物語性に富んだ個性ある地域景観を創造する。

3 ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり

市街地等の生活の場に緑の空間を積極的に創造し、ゆとりと潤いのある緑豊かな環境をつくる。

また、無秩序な開発の防止や農林水産業の振興により、農山漁村風景を保全し、創造する。

4 秩序ある調和のとれた町並みづくり

建築行為の適切な誘導や広告物の規制等により、秩序ある調和のとれた、快適で魅力ある町並みづくりを促進する。

第2 景観づくりの主体と役割

1 県

県は、市町村や住民に対して景観づくりの基本的な方向を示すとともに、意識の啓発、自主的な景観づくり活動に対する支援等を行う。

また、景観づくりに関する先導的、かつ、総合的な施策を展開するとともに、国や公益事業者（電力、通信事業者等）に対して島根らしい景観づくりへの理解と協力を求める。

2 市町村、県民、事業者

市町村、県民及び事業者は、県が行う景観づくり施策に協力するとともに、自ら積極的に地域の景観づくりに取り組むことが期待される。

(1) 市町村

地域住民等の合意形成を図りながら、地域の土地利用に関する計画や景観特性等に応じたきめ細かい景観づくり施策を策定し、地域を主体とした景観づくりを推進することが期待される。

(2) 県民

景観づくりに自ら努めるとともに、地域における景観づくり活動等に参加することが求められる。

(3) 事業者

事業活動の実施に当たり、景観づくりに努めるとともに、地域の景観づくりに積極的に参加し、協力することが求められる。

第3 景観づくり施策の内容

1 地域主体の景観づくり

(1) 県民及び事業者による自主的な景観づくりの促進

景観づくりに対する意識の啓発を図りながら、県民及び事業者による自主的な景観づくりを促進する。

(2) 市町村による景観づくりの促進

市町村における景観づくりに関する基本計画の策定、条例の制定等を推進し、地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進する。

2 公共事業等による先導的、かつ、総合的な景観づくり

(1) 公共事業等による先導的な景観づくり

公共事業や公共施設の建設等に関する景観づくりの技術指針を策定し、県はこれを遵守するとともに、国、市町村その他の公共的団体に対しこの指針に配慮するよう要請する。

(2) 緑の公共空間の創造

公共施設等の緑化・修景計画を策定し、公共施設や主要道路沿線を重点的に緑化、修景及び維持管理する。

(3) 関連施策の総合的な推進

環境、文化、農林、土木等幅広い行政分野において相互に連携を図りながら、既存の諸制度も含めた関連施策を総合的に推進する。

3 大規模施設等における適切な景観づくり

(1) 大規模施設等事前届出制度

民間が行う建築、工作物及び広告物の設置、開発等の行為のうち大規模なものについて事前届出制度を設け、必要な指導又は助言を行う。

(2) 事業所協定制度

大規模な事業所と、建築物の位置、外観、敷地の緑化等に関する協定を締結し、適切な景観づくりへの協力を求める。

(3) 既存施設等に対する要請

景観上の影響が大きい既存施設等の所有者等に対して、適切な景観づくりへの協力を求める。

4 特定の地域における重点的な景観づくり

(1) 景観形成地域の指定

景観上特に重要な地域を景観形成地域として指定し、景観形成に関する基本計画に基づいて計画的な景観づくりを進めるとともに、各種関連施策を重点的に実施する。

(2) 事前届出制度

景観形成地域内において民間が行う建築、工作物及び広告物の設置、開発等の行為について事前届出制度を設け、必要な指導又は助言を行う。

5 景観を生かした地域づくりの展開

魅力ある景観づくりを、地域の総合的な活性化計画の中に積極的に位置付けて地域づくりを展開する。

第4 景観づくりのための支援

- 1 民間活動に対する支援
民間の景観づくり活動を促進するため、必要な支援を行う。
- 2 市町村に対する支援
市町村が行う景観づくり施策に対し、必要な支援を行う。

第5 景観づくりのための法規制等の見直し及び整備

- 1 関連する条例等の見直し
民間の開発行為や広告物の設置等を適切に誘導するため、関連する規制等の制度及びその運用を見直し、その改善と充実に努める。
- 2 景観条例の制定
景観形成地域の指定及び届出等に関し必要な制度を整備するため、景観条例の制定を図る。

第6 推進体制の整備

- 1 県の推進体制の整備
庁内の推進体制の整備を図るとともに、関連部局間の連携を強化し、先導的、かつ、総合的な景観づくりを推進する。
- 2 市町村との連携の強化
市町村の景観づくり基本計画の策定を支援する等連携を強化し、県、市町村が一体となって地域主体の景観づくりを推進する。
- 3 関係機関との協力体制の確立
国や公益事業者との協力体制を確立し、効果的な景観づくりを推進する。
- 4 景観アドバイザーの設置
市町村や民間が行う建築、緑化、修景等に対して、技術的な助言を行う景観アドバイザーを設置し、景観づくりを支援する。
- 5 景観審議会の設置
知事の付属機関として景観審議会の設置を図り、専門性及び客観性を確保する。

第7 その他

- 1 景観に関する調査研究
開発行為等が景観に与える影響を分かりやすく提示するための技術や制度（景観シミュレーション、アセスメント等）、景観デザインの向上等に関する調査研究を行う。